

「子どもを性被害から守るための条例」（仮称）の規定例

県民文化部次世代サポート課

予防教育

（子どもの性被害防止のための教育等）

第〇条 県は、子どもを性被害から守るための人権教育、情報モラル（情報化社会で適正な活動を行うための基となる考え方及び態度をいう。）に関する子どもに対する教育及び保護者等に対する啓発活動を充実するよう努めるものとする。

第〇条 学校等を設置し、又は管理する者は、子どもが性被害の被害者にも加害者にもならないようにするため、子どもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育む教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

被害者支援

（性被害に遭った子どもに対する支援）

第〇条 県は、性被害に遭った子どもが心身に受けた影響から早期に回復し、健全な成長を図るため、関係機関と連携して必要な施策を講ずるものとする。

共通の規定

（啓発活動等）

第〇条 県は、子どもの性被害が子どもの心身に及ぼす影響、子どもの性被害を防止することの重要性、子どもの性被害に関する相談体制及び救済制度等について、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。